

決める

福島県知事選挙

10/26日

インターネットでの
選挙運動も注目!

選挙情報は
こちらから!



福島県選挙管理委員会

検索

期日前投票
不在者投票

10月10日(金)~10月25日(土)

福島県選挙管理委員会
福島県明るい選挙推進協議会



福島県知事選挙 投票日10月26日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間／10月10日(金)～10月25日(土)

■時 間／8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を探してあります。

選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票のできる時間は執務時間内(一般的には平日の8:30から17:00まで)となりますのでご注意ください。

■場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所

不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します

(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

不在者投票：以下の手続きにより投票してください

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

インターネットを使った選挙運動の概要

～出典：総務省～

有権者

このたびの選挙では、
○○さんを
当選させよう。



候補者

私は清き
一票を！

政党等

○○党へ
投票して
ください！



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。

有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等



△△花子

このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。



○○太郎

私は、このたびの選挙に
出馬しました○○太郎です。
清き一票を、お願いします。

電子メール

○○太郎<○○○@○○.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました○○太郎です。
清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス
等の表示義務

※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信
に同意した相手等送信先には一定の制限があります。

※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。
・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。



有権者

